

令和 7 年度 第 2 回 東松山市国民健康保険運営協議会 会議録

開 催 日 時	令和 7 年 11 月 21 日 (金)	開 会	午後 1 時 30 分		
		閉 会	午後 3 時 00 分		
開 催 場 所	全員協議会室				
会 議 次 第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 議 題 (1) 正副会長の選出について (2) 国民健康保険税について (これまでの経緯及び今後の予定) (3) その他 5 その他 6 閉 会				
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数	2 人	
委 員	会 長	島田 安三	出席	委 員	盧 勇
	副会長	林 正治	出席	委 員	岩崎 文之
	委 員	椎名 和昭	出席	委 員	島田 和明
	委 員	岡野 早苗	出席	委 員	井上 辰憲
	委 員	野口 紀子	出席	委 員	風間 千草
	委 員	野口 光江	出席	委 員	澤田 勘孝
	委 員	佐藤 敦弘	出席	委 員	矢萩 義則
	委 員	須田 清美	出席		
事 務 局	健康福祉部長 柳沢 知孝		健康福祉部次長 山口 勉		
	保険年金課長 太宰 英郎		保険年金課副課長 小見 慶治		
	保険年金課主査 真鍋 修章		収税課長 落合 要之		

次 第	顛 末
1 開 会	(事務局開会宣言)
2 委嘱状交付	(委嘱状交付)
3 あいさつ	— 山口副市長あいさつ —
4 議 題	<p>(出席委員12名であり東松山市国民健康保険に関する規則第5条第3項の規定による会議を開くための定足数に達していることを事務局より報告)</p> <p>— 各委員自己紹介 —</p> <p>— 事務局職員の紹介 —</p> <p>(1) 正副会長の選出について</p> <p>(指名推薦により、会長に島田安三委員、副会長に林委員を選出)</p> <p>— 島田会長あいさつ —</p> <p>小見副課長</p> <p>本協議会の会議は、東松山市国民健康保険に関する規則第5条第1項の規定により、会長が議長となることとされておりますので、以降の進行は、島田会長にお願いいたします。</p> <p>島田会長</p> <p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>(会議録の署名委員について、椎名委員と須田委員を指名)</p> <p>(会議は公開するものとし、傍聴申込みの有無を事務局に確認)</p> <p>小見副課長</p> <p>傍聴申込みは2名です。</p> <p>(傍聴者2名が許可を受けて入室)</p> <p>(2) 国民健康保険税について(これまでの経緯及び今後の予定)</p> <p>島田会長</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題(2)について、事務局から説明をお願いします。</p>

小見副課長	<p>— 資料「国民健康保険税について（これまでの経緯及び今後の予定）」のP1からP4まで説明 —</p>
島田会長	<p>説明が終わりました。ご質問等ありましたら、ご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>資料P3の市町村標準保険税率について質問します。</p> <p>県から市に対し、事業費納付金の額と、その納付金を県に納めるために必要な税率が市町村標準保険税率として示され、資料のグラフのとおり、令和7年度の医療給付費分では、市町村標準保険税率は所得割率7.53%、均等割額46,157円、実際の税率は所得割率7.44%、均等割額30,600円で、特に均等割額において、市町村標準保険税率と実際の税率との差が大きいとの説明がありました。県が市町村標準保険税率として所得割率と均等割額を算定する際、必要な税収全体を所得割で集める額と均等割で集める額とに按分していると思われますが、例えば50:50や70:30など、その按分比率について教えてください。</p>
小見副課長	<p>按分比率は、国全体としては50:50を基本としていますが、各都道府県における比率は、それぞれの所得水準により調整することとされており、その具体的な数値は、毎年度、国から係数として示されます。埼玉県は、所得水準が全国平均より高い傾向にあり、そのような都道府県は、所得割で集める割合を多くすることとされています。県は、国から示された係数に加え、各市町村の所得水準を踏まえた市町村ごとの比率を定めており、県全体としては、概ね53:47を目指すということを埼玉県国民健康保険運営方針で定めています。</p>
佐藤委員	<p>今後、均等割額を市町村標準保険税率まで引き上げていくとした場合、かなり大きい引上げ幅になります。均等割は、所得の有無にかかわらず負担するものなので、引上げ幅が大きいと、国民健康保険に多く加入する低所得世帯にとっては、負担増がかなり厳しい。一方で、所得割は、所得がある世帯だけが負担するものなので、所得割で集める割合を少しでも増やすことができれば、均等割の引上げによる負担を減らせるのではないかという思いがありましたので、確認しました。</p>
島田会長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>所得に応じて払う分を応能割分、所得にかかわらず払う分を応益割分ともいいますが、事務局の説明のとおり、その割合は 50 : 50 が基本とされています。その背景は、いかに国保会計を安定化させるかということであろうと私は考えています。所得割で集める割合を大きくすると、加入者の所得水準が下がったとき、保険税が集まらなくなってしまいます。均等割が引き上げられると厳しい方々がいらっしゃることは事実ですが、そのことに対しては緩和措置があったと認識しておりますが、いかがでしょうか。</p>
小見副課長	<p>均等割については、世帯の所得状況に応じて、均等割額の 2 割、 5 割、最大で 7 割を軽減する制度があります。</p>
島田会長	<p>事務局の説明のとおり、均等割については、所得の低い世帯において、税率の引上げ幅ほどまでは、実際の負担がきつくならないよう、現行制度の中で配慮されているとのことです。</p> <p>ほかに、ご質問等はございますか。</p>
	<p>— なし —</p>
	<p>それでは、資料の続きについて、事務局から説明をお願いします。</p>
小見副課長	<p>— 資料「国民健康保険税について（これまでの経緯及び今後の予定）」の P5 から P8 まで説明 —</p>
島田会長	<p>説明が終わりました。ご質問等ありましたら、ご発言願います。</p>
	<p>— なし —</p>
	<p>資料 P6 に県内市町村の所得割率・均等割額を示したグラフがあります。グラフの右上に行くほど税率が高く、右下に行くほど税率が低い市町村ということになります。埼玉県の方針では、余裕のある市町村は税率を低く抑えていられるということではなく、標準となる税率を示し、そこに統一させることを想定しているということです。ただし、国民健康保険は、法律に書いてあるとおり、基本的には社会保障制度です。相互に助け合うという考え方方は結構ですが、想定どおりとならなかった場合にどのように対応するのかということが、次の課題になってくるものと思われます。</p>

	<p>今後、この税率のグラフの中で、東松山市をどこに位置付けるのが一番良いのかということについて、市から諮問を受けて委員の皆様に議論していただくことになろうかと思います。</p> <p>それでは、ご質問等ないようですので、次に移らせていただきます。</p>
(3) その他	
島田会長	事務局から資料の説明をお願いします。
小見副課長	— 資料「保養施設の助成日数の変更について」により説明 —
島田会長	説明が終わりました。ご質問等ありましたら、ご発言願います。
椎名委員	利用助成の対象となる保養施設は、ホームページなどに掲載されているのでしょうか。
真鍋主査	ホームページに掲載しています。また、保険年金課の窓口で施設一覧をお渡ししています。
島田会長	ほかに、ご質問等ある方はいらっしゃいますか。
	— なし —
	本日の議事については、以上でございますが、これまでの内容について、改めて確認したい事項やご質問などはございますか。
	— なし —
	ないようでしたら、以上をもちまして、全ての議事を終了し、議長の役を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
5 その他	
小見副課長	— 今後の予定について事務連絡 —
6 閉 会	— 林副会長あいさつ — (事務局閉会宣言)
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。	
令和 7 年 1 月 2 日	
署名委員 <u>椎名 和昭</u>	
署名委員 <u>須田 清美</u>	